

令和 7 年 第 1 回 （ 3 月 ）

川 口 市 議 会 定 例 会

報 告 事 項

令和7年第1回（3月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 1 号	専決処分の報告について（公用自動車による人身事故）……………	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（公用自動車による消防設備損傷事故）……………	2
報告第 3 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	3
報告第 4 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	4
報告第 5 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	5

報告第 1 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 事 故 名 | 公用自動車による人身事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和4年6月30日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市大字藤兵衛新田290番地地内 |
| 4 損害賠償の相手方 | さいたま市在住
女 性 52歳 |
| 5 損害賠償の額 | 9,345,665円 |

令和7年1月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 2 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車による消防設備損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和6年4月9日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市上青木3丁目12番63号 駐車場内 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | 川口市所在 |

A 共同企業体

- | | | |
|---|--------|----------|
| 5 | 損害賠償の額 | 985,600円 |
|---|--------|----------|

令和7年1月9日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 3 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和6年8月4日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市前川1丁目1番51号 駐車場内 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | さいたま市在住
女 性 55歳 |
| 5 | 損害賠償の額 | 524,370円 |

令和7年1月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 4 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和6年8月9日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市元郷5丁目18番9号先路上 |
| 4 損害賠償の相手方 | 川口市在住
男 性 68歳 |
| 5 損害賠償の額 | 86,142円 |

令和7年1月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 5 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用自動車による車両損傷事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 令和6年10月30日 |
| 3 | 事故発生場所 | 川口市大字安行領根岸3177番地の7先路上 |
| 4 | 損害賠償の相手方 | 川口市在住
女 性 22歳 |
| 5 | 損害賠償の額 | 28,050円 |

令和7年1月9日

川口市長 奥ノ木 信 夫